

分割管理マニュアルの改正について

令和5年12月22日
農林水産省
消費・安全局

1. 現状

発生農場の範囲を限定できる農場の分割管理については、殺処分頭数を低減できる取組であり、都道府県、畜産関係団体からも意見を聴き、本年9月にマニュアルを作成し、周知したところ。

畜種を問わず活用できるマニュアルとしており、都道府県を通じて分割管理を検討している農場を聞き取ったところ、養鶏では全国で81農場、施設整備等の具体的対応を進めている農場もある一方で、養豚では10農場あるが、いずれも対応を検討している段階となっている。

2. 養豚において分割管理を進めるまでの要望

9月にマニュアルを作成以降、生産者、専門家、都道府県から伺った意見・要望をまとめると、以下のとおり。

- (1) 養豚の実態に即した養豚農場における具体例を示して欲しい。
- (2) 農場間で豚を移動させる際の隔離に必要となる施設を具体的に示して欲しい。
- (3) 分割後の離乳農場で豚熱が発生した場合、繁殖農場の子豚は移動先がなくなるため、別の移動先を予め検討しておくべき。
- (4) 飼養管理者の設定について、養鶏農場と同様に分割後の農場間で飼養管理者を共用する場合の規定を設けて欲しい。

3. 要望を踏まえたマニュアルの改正点（案）

- (1) 「検討に当たっての留意点」の項目を畜種ごとの記載となるよう再構成し、模式図を示すとともに、農場間で豚を移動させる際の留意点や隔離に必要となる施設の考え方などを追記。
- (2) 2の(4)について、豚熱及びアフリカ豚熱の防疫指針を改正し、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫指針と同様の例外規定を設け、マニュアルにも追記。